

答申第68号（諮問第75号）

「特別委員会の会議記録（平成17年5月議会中）」の不存在決定に対する異議申立てに係る答申書

第1 審査会の結論

実施機関が紙媒体の委員会記録について不存在と決定したことはやむを得ないが、少なくとも開示請求者に対して、録音テープの交付希望の有無についての確認をすることが望ましかった。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

異議申立人（以下「申立人」という。）は、群馬県情報公開条例（以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県議会議長（以下「実施機関」という。）に対し、平成17年6月22日付けで、「特別委員会の会議記録（平成17年5月議会中）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成17年7月4日、本件請求に係る公文書を「特別委員会の会議記録（平成17年5月議会中）（紙媒体の公文書に限る。以下「本件公文書」という。）」であると判断し、不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を不存在とした理由を次のとおり付して、申立人に通知した。

開示請求日に保有していないため

3 異議申立て

申立人は、行政不服審査法第6条の規定に基づき、平成17年7月13日、本件処分を不服として実施機関に対し異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、平成17年8月3日、本件異議申立て事案の諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 争点1（公文書不存在について）

本件公文書を不存在とした決定は妥当であるか。

争点2（録音テープの特定について）

本件公文書を作成するための録音テープ（以下「本件録音テープ」という。）を公文書として特定するべきか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 争点1（公文書不存在について）

（1）申立人の主張

ア 不存在の基準日

開示請求時に保有していなくても、処分決定時までに保有に至ることはありえるから、開示請求日に保有していないことは開示しないことの理由にならない。

実施機関は、「不存在」とは開示請求日時点において、「公文書」として保有していないということであるという。しかし、総務部長通知「群馬県情報公開条例の解釈及び運用の基準」の14条の解説（4）は「個々の開示請求における非開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点である。」としている。これは、不存

在決定にも類推適用されるべきであるから、開示請求日時点ではなく処分決定時を基準とすべきである。

イ 公文書の解釈

実施機関は「特別委員会の会議記録」は決裁権限を有する者が了承している段階になかったため条例2条第4項の「公文書」には該当しないという。

しかし、条例2条第4項の「公文書」というためには「実施機関が保有しているもの」であることが必要であるが、「実施機関が保有しているもの」とは、事実上支配している状態をいうのであって、「決裁権限を有する者が了承していること」までは必要でない。

ウ 不存在の理由

実施機関は、「請求があった時点においては、職員が作成途中の段階であり、決裁権限を有する者が了承している段階にない」という。

つまり、請求があった6月22日の段階で当該文書は所定の用紙に所定の書式に則り起案され、稟議に付している段階にあったということである。そして、稟議に付しているということは、機関として当該文書を事実上支配している状態になっていたということであるから、条例14条第5号の審議検討情報として非開示事由に該当することはあっても、不存在ということにはならない。さらに、前述の通り、「不存在」の判断の基準日は処分決定時（7月4日）である。6月22日の時点で作成途中であれば、処分決定時には決裁も終了していたと思われる。仮に、処分決定時においても決裁未了であったとしても、少なくとも機関として当該文書を事実上支配している状態になっていたことは明らかである。なぜなら、事実上の支配がなければ、「開示請求日に当該文書が作成途中であった事実」を確認出来ないからである。

(2) 実施機関の主張

開示請求があった「特別委員会の会議記録」は、請求があった時点においては、職員が作成途中の段階であり、決裁権限を有する者が了承している段階にないため、条例第2条第4項に規定する「公文書」には該当せず、不存在決定したものである。

2 争点2（録音テープの特定について）

(1) 申立人の主張

委員会は付託された事件の審査又は調査を終わった時は、報告書を作らなければならないとされている（群馬県議会会議規則76条）から、審議経過は記録して保有しておく必要がある。よって、特別委員会の会議記録を保有していないことなどありえない。仮に、紙媒体で保有していないとしても、録音テープ又は録音ディスクなど別の媒体で保有しているはずである。

(2) 実施機関の主張

異議申立ての理由で述べられている「群馬県議会会議規則第76条の委員会報告書」についてであるが、この「委員会報告書」と、申立人から開示請求があった「特別委員会の会議記録」とは別のものである。

第5 審査会の判断

1 争点1（公文書不存在について）

申立人は、本件公文書の特定について、不存在の判断は処分決定日を基準とするべき、 決裁権限を有する者が了承していることまでは必要ない、 本件請求時には本件公文書は起案され、稟議に付してあった旨を主張している。

まず、 についてであるが、条例の解釈・運用としては、開示請求時点において実施機関が保有しているものを公文書とするのが相当である。これは、請求時点で保有するものをあるがままの状態を開示すれば足りるということである。申立人の主張は、対象公文書の非開示情報該当性の判断をする時点の解釈としてはもっともであるが、対象公文書が存在しているか否かの特定時点の判断には当てはまらない。

は公文書となる要件についての解釈であるが、条例では当該情報が組織共用されていることが公文書であることの要件としており、組織共用性の判断は当該事案の決裁権限を有する者が了承しているかどうかにより決すると考える。

最後に、 の本件公文書の作成状況であるが、当審査会で調査したところ、本件公文書の発議（起案）は6月27日から7月1日の間になされており、供覧（決裁）が終了したのは7月7日及び7月12日であった。

したがって、請求日である6月22日の時点では発議（起案）をしておらず、担当者が作成中であったというべきであり、公文書としての実質を備えた状態ではなく、「開示請求日に保有していないため」という実施機関の判断は、本件公文書に限ればやむを得ないものであった。

2 争点2（本件録音テープの特定について）

申立人は特別委員会の会議記録について、紙媒体で保有していないとしても別の媒体で保有しているはずであると主張しており、この点について当審査会では以下のとおり判断する。

（1）本件録音テープの公文書該当性

群馬県議会委員会における録音テープ取扱要領（以下「取扱要領」という。）の2によると、「委員会記録作成の補助記録として委員会の議事を録音するもの」とあり、実施機関の説明からも委員会記録作成の補助として委員会の議事を録音していることが確認できた。また、取扱要領の6において、「録音が終了したときは・・・議事課長に引き継ぐものとする。」とされていることから、録音テープは担当書記が議事課長に引き継いだ時点で公文書に該当することになり、そのことは実施機関も認めている。したがって、少なくとも本件請求時においては、実施機関は本件録音テープを公文書として保有していたと認められる。

（2）電磁的記録の複写物の交付希望欄のチェックについて

実施機関は、本件請求に係る公文書開示請求書において、電磁的記録の複写物の交付希望欄にチェックが入っていなかったことから、紙媒体の本件公文書を特定したと主張する。この場合、仮に紙媒体の情報と電磁的記録の両方を保有していれば、当然に紙媒体の情報を公文書として特定することになる。しかし、当該欄は紙媒体の情報と電磁的記録の両方の交付が可能である場合に電磁的記録を指定するためのものであり、開示請求時に電磁的記録のみを保有している場合であれば、請求者が電磁的記録を希望していない旨の明確な意思表示がない限りは、当該欄にチェックが入っているかどうかにかかわらず、電磁的記録を公文書として特定するか、若しくは、請求者に対して、電磁的記録の複写物の交付希望の有無について請求者の意思を確認すること

が望ましかった。

3 結論

以上を総合すると、紙媒体である本件公文書について不存在とした本件処分はやむを得ないが、本件請求時に本件録音テープが存在していたことを鑑みると、当該欄にチェックが入っていなかったことを理由に、開示請求に係る公文書を本件公文書に限定するのではなく、少なくとも申立人に対して、本件録音テープの交付希望の有無を確認することが望ましかった。

したがって、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

なお、当審査会で本件録音テープが存在しているか否かについて実施機関に対し照会をしたところ、本件録音テープは取扱要領の7「録音テープは、委員会記録作成後に廃棄するものとする。」により本件公文書作成後に消去した、との回答があった。

第6 付言

申立人と実施機関の間で本件請求に係る公文書の特定についての見解の相違があり、結果として本件公文書の作成後に本件録音テープを消去したことは遺憾であり、今後、条例を所管する県民センターにおいては開示請求後の対応について実施機関に対して適切な助言をすることが望まれる。

第7 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成17年 8月 3日	諮問
平成17年 8月23日 (第114回審査会)	本件事案の概要説明
平成17年 8月24日	実施機関からの理由説明書を受領
平成17年 9月 8日	異議申立人からの意見書を受領
平成17年 9月20日 (第115回審査会)	審議(実施機関の口頭意見陳述)
平成17年10月17日 (第116回審査会)	審議
平成17年11月14日 (第117回審査会)	審議
平成17年12月19日 (第118回審査会)	審議
平成18年 1月27日	答申